

島根県建設工事 総合評価方式運用手引き（R4版）の主な改正点（お知らせ）

R4.8.1

技術管理課

令和4年8月1日以降に入札公告する工事から一部改正する島根県建設工事 総合評価方式 運用手引きについて、主な改正点をお知らせします。

なお、詳細は運用手引きや各工事の入札公告・入札説明書でご確認ください。

1. 評価項目の追加（R4.8.1～）

(1) 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みとして、平成31年4月1日から運用が始まった建設キャリアアップシステム(CCUS)について、普及促進を図るため、当該工事現場での活用を確約した場合に評価する。

(2) 公共土木施設等の災害復旧工事の受注実績

災害が発生した際には早急な復旧が求められることから、災害復旧工事の円滑な受注を促すため、島根県が発注した災害復旧工事の受注実績を評価する。

(3) ICT活用工事の施工実績

建設現場における生産性を向上させ、安全性の向上にも役立つ ICT の普及促進を図るため、島根県が発注した ICT 活用工事の施工実績を評価する。

2. 施工体制確認型の試行継続

ダンピング受注対策として平成21年度から予定価格 1億円以上の工事を対象としている施工体制確認型の試行を継続する。

3. 特別簡易型(地域維持型)の試行継続

施工不良防止、地域維持を担う企業・人材確保を目的とした特別簡易型(地域維持型)を平成26年度から試行している。試行の検証結果から、企業の入札参加意欲の向上、適用工事における工事成績評定点の上昇など、県全体としては一定の効果は認められる。

一方、受注意欲はあるが、施工実績の少ない企業は受注することが難しいことから、受注機会が確保できるよう評価項目を見直し、さらなる地域維持を担う企業や人材確保への配慮に取り組むため、「地域貢献」に重きをおいた特別簡易型(地域維持型)を試行する。

①対象工事:土木一式工事(一般土木工事及び維持修繕工事)

②適用区分:技術的難易度 Iに相当する工事

③実施方針: 全県において下記のとおり実施する。

●4,000万円以上 1億円未満で技術的難易度 I に相当する全工事

●2,500万円以上 4,000万円未満で技術的難易度 I に相当する工事で年間10件(事務所(局)、事業所毎に1件程度)

【評価基準】

評価項目		配分点	
企業【3点】	① 過去3年間の工事成績評定点の平均点<73点以上:3点、73点未満:0点>(対象工事1件の場合2.5点)	3	
技術者【1点】	① 資格(1・2級土木施工、1・2級建設機械)<有、無>	1	
地域貢献【5点】	① 過去2年間の県との防災協定(家畜伝染病防疫協定)の締結実績<有、無>	1	
	② 過去2年間の県管理公共土木施設維持管理業務または海岸漂着物回収業務実績<有、無>	1	
	③ 過去2年間の県管理道路を含む除雪業務の実績<有、無>	1	
	④ 過去2年間のボランティア活動等の参加実績<有、無>	(1)	2 (④~⑧から 2項目選択)
	⑤ 若手・中堅技術者の配置<有、無>	(1)	
	⑥ 若手技術者・若手従業員の新規雇用	(1)	
	⑦ <u>災害復旧工事の受注実績(R4. 8. 1~)</u>	(1)	
	⑧ 建設機械の保有状況<3台以上、未満>	(1)	
地理的条件	① 会社所在地<有、無>	(1)	
加算点の合計		9(10)点	

※地域設定要件の追加(地域維持型限定)

<地域設定できる条件を追加>

地域の実情により、自然環境が厳しい雪寒地域の工事で「除雪業務」を担っている企業による施工が円滑な実施につながる工事